

学校教育

小学校は【なかよく、かしこく、たくましく】

中学校は【思〈思索〉誠〈誠実〉愛〈友愛〉】を学校教育目標にし、地域に根ざした、
自主的で創造性豊かな思いやりある人間像を求めて更なる教育振興を図っています。

山形小学校…☎98-2012 FAX98-3943

鉢盛中学校…☎99-2501 FAX99-2635

小学校の入学

教育委員会では、毎年4月1日までに満6歳になる児童を調査し、その年の1月31日までに該当児童の保護者に入学通知書を差し上げます。

もし入学通知書が届かなかったり、誤りがあるときは教育委員会にご連絡ください。

転入学の手続き(小学校)

今まで通学していた学校から【在学証明書】と【教科用図書給与証明書】の交付を受け、山形村へ住民登録したあと教育委員会へ申し出てください。【転入学通知書】を交付しますから学校に提出し転入学の手続きをしてください。

転出学の手続き(小学校)

当村から他の市町村へ転学するときは、住民課(受付)へ転出届をするとともに教育委員会と学校に申し出て【在学証明書】と【教科用図書給与証明書】の交付を受け、転入地の市町村教育委員会へ申し出てください。

就学援助

経済的理由により就学がさまたげされることのないよう、一定の条件にあてはまる保護者に就学に必要な経費の一部を援助しています。

学校から配布される制度のお知らせを確認していただき、教育委員会へ申請書等を提出してください。

中学校生徒遠距離通学費助成

鉢盛中学校生徒で、山形村から遠距離通学(鉢盛中学校を起点に3km以上)する生徒に入学の年度に通学費5,000円を助成しています。

幼稚園就園奨励費補助

山形村から、他の市町村の私立幼稚園に通う、3歳から5歳の園児を持つ村内在住の保護者を対象に経済的負担を軽減するため、家庭の所得状況に応じて就園に必要な経費の一部を国や村が補助しています。

遺跡の保護

●村には数多くの遺跡があります。遺跡のある場所で土木工事等をする時は、文化財保護法に基づき、工事着手60日前までの「届出」が義務づけられています。住宅・工場・店舗・倉庫等の建物建設、土地の造成等が該当します。遺跡の有無の照会など、詳細については教育委員会までご相談ください。



役場からのお知らせ、地域の情報、話題、防災、防犯、災害情報などをテレビ放送と音声放送で村民の皆さんに提供しています。(視聴するには、テレビ松本への加入手続きが必要となります。)

YCS 放送時間

月曜日～土曜日の 6時35分、9時、10時、11時…23時
までの毎時間
日曜日 9時、12時、15時、18時、21時
※番組内容により放送時間が変更になる場合があります。

広告放送料金 (YCSの静止画で放送)

静止画(7日間)

内容	村民(法人含む)	村外者
非営利目的	500円	1,000円
営利目的	2,500円	5,000円

番組内容

121チャンネル静止画、広報やまがた、信濃毎日新聞、市民タイムスに掲載

有線テレビのお問い合わせ

テレビ松本塩尻支社
☎54-3050

エポック館**農産加工施設(98-3111)****使用時間**

午前8時30分～午後5時

使用できない日

第1・第3・第5日曜日
第2・第4土曜日
国民の祝日および年末年始の休み
※ただし、1月4日から3月31日、8月1日から9月30日までについては、この限りではありません。

主な加工品

りんごジュース・ミックスジュース(りんごと人参)
・トマトジュース・トマトケチャップ・豆腐・味噌・大豆煮・麹・その他
※真空パック、カッター機などが使用できます。

使用料

・使用料などはお問い合わせください。

申込み方法

・利用日の3ヶ月前の月頭より、予約の受付が可能です。
(例:3月中の予約は、12月1日から予約が可能)
・2人以上のグループで申し込んでください。
・申込みは、役場総務課窓口までお越しいただき、書面によりお申込みください。

